

昭和ゴールデン劇場

短期レンタル約款

第1条(総則)

本レンタル約款は、株式会社ネット TV・KAISOU(以下貸貸人という)とお客様(以下賃借人という)との間の DVD(以下レンタル物件という)の賃貸借契約(以下レンタル契約という)について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用される。

第2条(レンタル期間)

レンタル期間は1ヶ月間とし、貸貸人が賃借人に対してレンタル物件を引渡した日より起算する。

第3条(レンタル料金)

1. 賃借人は貸貸人に対し、貸貸人からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに貸貸人の指定する払込取扱票により支払うものとする。
2. 払込手数料は貸貸人の負担とする。

第4条(レンタル物件の引渡し)

貸貸人は賃借人に対し、レンタル物件を賃借人の指定する日本国内の納品場所に送付するものとする。

第5条(担保責任)

1. 貸貸人は賃借人に対し、引渡し時においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の商品性または賃借人の使用目的への適合性については担保しない。
2. 賃借人がレンタル物件の引渡しを受けた後2日以内にレンタル物件の性能の欠陥につき貸貸人に対して通知しなかった場合、レンタル物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引渡されたものとみなす。

第6条(レンタル物件の取り替え)

1. レンタル物件の引渡し後の賃借人の責に帰すべからざる事由に基づいて、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合、貸貸人は、レンタル物件を修理または取替えるものとする。
2. 前項のレンタル物件の修理または取替えに過大の費用または時間を要する場合、貸貸人はレンタル契約を解除することができる。

第7条(レンタル物件の使用保管)

1. 賃借人は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用は賃借人の負担とする。
2. 賃借人は、事前に貸貸人の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができない。
 - (1)レンタル物件を第4条所定の納品場所以外に移動すること。
 - (2)レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
 - (3)レンタル物件に貼付された貸貸人の所有権を明示する標識等を除去し、または汚損すること。

第8条(レンタル物件の滅失)

賃借人の責に帰すべき事由によりレンタル物件を滅失した場合、賃借人は貸貸人に対し代替レンタル物件の購入代価相当額を支払う。

第9条(解約)

賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に貸貸人に通知し、1ヶ月分のレンタル料金を支払いの上レンタル物件を貸貸人の指定する場所に返還して、レンタル契約を解除することができる。

第10条(債務不履行など)

賃借人が次の各号の一つに該当した場合、賃貸人は催告をしないでレンタル契約を解除することができる。この場合、賃借人は賃貸人に対し、未払レンタル料その他の金銭債務全額を直ちに支払、賃貸人になお損害があるときはこれを賠償する。

1. レンタル料の支払を1回でも遅滞したとき。
2. レンタル契約の各条項または賃貸人との間のその他の契約条項の一にでも違反したとき。

第11条(レンタル物件の返還)

レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃借人は賃貸人に対し直ちにレンタル物件を賃貸人の指定する場所に、賃貸人の定めた方法で返還するものとする。賃借人が前項の義務の履行を怠った場合、賃借人は賃貸人に対し、レンタル期間の終了の翌日からレンタル物件の返還日まで1ヶ月当たりレンタル料金相当額の遅延損害金を支払うものとする。但し1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とみなすものとする。

第12条(支払遅延損害金)

賃借人がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、賃借人は賃貸人に対し、支払い期日の翌日より完済に至るまで

年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとする。

第13条(消費税等の負担)

賃借人は賃貸人に対し、レンタル期間開始時点のそれぞれのレンタル料金に対する消費税(地方消費税を含む。)額をレンタル料金に付加して支払うものとする。

第14条(引渡し・返還の費用負担)

レンタル物件の返還に関わる運送費等の諸費用は、賃貸人の負担とする。

第15条(反社会的勢力の排除)

1. 賃借人はレンタル契約の締結日において、賃借人(賃借人の役員および従業員を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業または暴力団関係団体
 - (2)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
 - (3)その他前各号に準ずる者
2. 賃借人は自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)賃貸人との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて賃貸人の信用を毀損し、または賃貸人の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 賃借人が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には賃貸人は第10条第1項第2号に準じてレンタル契約を解除できるものとする。

第16条(裁判管轄)

レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第17条(特約条項)

レンタル契約について、別途書面により特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完及び修正することを承認する。